国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和元年 6 月 12 日
東 北 地 方 整 備 局

道路に関する新たな取り組みの現地実証実験（社会実験）の公募開始について

国土交通省道路局では、社会的に影響を与える可能性のある道路施策の導入に先立って、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価し、もって新たな施策の展開と円滑に事業を執行することを目的とする現地実証実験（社会実験）を、公募により平成 11 年度から実施しています。
この度、令和元年度の公募を下記のとおり開始することとしましたのでお知らせします。

○ 申請者
実験を実施しようとする地方公共団体（複数の地方公共団体にまたがって実施しようとする場合は、代表となる地方公共団体）とします。

○ 提出先
東北地方整備局道路部道路計画第二課において受け付けます。
なお、実験内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けています。

○ 受付期間
令和元年 6 月 12 日（水）～令和元年 7 月 12 日（金）

詳細は、公募要領を参照してください。
公募要領、公募申請書（様式）は以下のウェブサイトからダウンロードできます。
http://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/offer.html

〈発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者会、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会〉

【問い合わせ先】
東北地方整備局 道路部道路計画第二課 課長　平岡（ひらおか） 弘志（ひろし）
TEL　０２２－２２５－２１７１（代表）

令和元年度　道路に関する新たな取り組みの
現地実証実験（社会実験）　公募要領

1. 目的

この実験は、社会的に影響を与える可能性のある道路施策の導入に先立って、関係行政機関、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価し、もって新たな施策の展開と円滑に事業を執行することを目的とするものです。

2. 申請方法等

（1）申請者

実験を実施しようとする地方公共団体とします。

なお、複数の地方公共団体にまたがって実施しようとする場合の申請者は、代表となる地方公共団体とします。

（2）申請書

申請書は、「様式」（公募申請書）のとおりです。

（3）提出先

別紙1のとおりです。電子メールもしくは電子媒体で提出して下さい。

なお、申請書の受付後、内容について、確認またはヒアリングを行う場合があります。

（4）受付期間

令和元年6月12日（水）～令和元年7月12日（金）

（5）相談、問い合わせ

実験の内容についての相談や申請書類の作成方法等の問い合わせは、実施地域を所管する地方整備局等で受け付けています。

3. 募集する実験内容について

（1）募集する実験の要件

別紙2に示す社会資本整備審議会道路分科会建議（以下「建議」という。）の内容と関係があるものであり、以下の①②のいずれかを満たしている必要があります。（既存の制度を単純に適用することで、現地実証実験を行わなくても実施が可能となるような事業は対象となりません。）

なお、別紙3に示す道路局で別途実施している社会実験に関する実験については本募集においては採択しない予定です。

① 現地での社会実験を通じて効果の検証、課題の抽出、制度設計の見直し、事例の積み重ね等を行うことにより、道路の構造、占用等に関係する法令、基準、通達、事務連絡等の見直し（運用に関する場合を含む）に結びつく可能性があるもの。

（見直しの対象となる法令等とその改善提案内容を申請書に必ず記載して下さい）

② 現地での社会実験を通じて新規施策の導入・実施に結びつき、全国的に周知・推奨すべき取り組みとなる可能性があるもの。

なお、以下の実験について重点的に公募します。

・ICT 技術等を活用した生活道路の交通安全対策を施す実験 ※（建議 2.（1）参照）
・渋滞対策のため、複数の沿道施設立地者が協力して対策を行う実験や、沿道施設からの道路アクセスを抑制する実験 ※（建議 4.（3）参照）
・車道を削減し、歩行者中心の道路空間に再構築する実験 ※（建議 8.（2）参照）

（注1）上記テーマ以外でも建議の内容と関係があり、要件①、②のいずれかを満たせば応募可能です。
（注2）催事・イベントを目的としたもの、料金施策に関する実験については本募集においては採択しない予定です。

（2）公募タイプ

公募タイプは、下記のいずれか1つに特定下さい。

なお、「社会実験の推進に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）における審査結果によっては、「現地実証実験タイプ」において、申請者との合意のもと、「実行可能性調査（FS）」として採択される場合や、「現地実証実験タイプ（複数年度）」において、申請者との合意のもと、「実行可能性調査（FS）」もしくは「現地実証実験タイプ（単年度）」として採択される場合がありますので、予め承知下さい。（なお、本公募要領では「現地実証実験タイプ」、「実行可能性調査（FS）タイプ」を合わせて「実験」と記しています。）

① 実行可能性調査（FS）タイプ

実験の対象として、3.（1）の要件を満たし、かつ現地実証実験の実施にあたり事前の実行可能性調査を行うもの。

FS実施後に現地実証実験を行う場合は、翌年度以降に改めて「現地実証実験タイプ」での申請が必要となります。

② 現地実証実験タイプ（単年度）

実験の対象として、3.（1）の要件を満たし、関係行政機関、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行する単年度の現地実証実験を伴うもの。

③ 現地実証実験タイプ（複数年度）

実験の対象として、3.（1）の要件を満たし、関係行政機関、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行する複数年度の実験を伴うもの。

複数年度にわたって現地実証実験を行うものや、1年目に計画・調整、2年目に現地実証実験を行うもので、毎年度の予算措置は必要となりますが、継続した実験が2年目の早期から実施可能となります。

なお、1年目の実験状況や予算の都合等により、2年目の予算措置ができない場合があります。

(3)実施期間

実験の実施期間は、下記の通りとします。

① 実行可能性調査(FS)タイプ

② 現地実証実験タイプ(単年度)

令和元年度中(令和2年3月31日まで)

③ 現地実証実験タイプ(複数年度)

令和元年度～2年度(令和3年3月31日まで)

(4)実施体制

実験の実施に当たっては、関係者※からなる協議会等(以下、「協議会等」)(実験実施までに発足していること)を組織することとします。その際、協議会等には、関連する地方公共団体及び国土交通省(国道事務所または地方整備局等)が構成員(オブザーバーである場合も含む)に含まれることが必要です。

なお、申請には協議会等の構成員毎の役割分担(予定)を示していただき、実験の実施に当たり、国道事務所または地方整備局等、地方公共団体、NPO団体等が連携して、それぞれが相応しい役割を果たすことを前提とします。

※関係者とは、例えば、都道府県・市区町村、国道事務所または地方整備局等、有識者、警察、NPO団体等です。

(5)関係機関との調整

実験の実施までに、地元住民、国道事務所または地方整備局等の関係行政機関との十分な調整が必要です。特に、交通規制や道路の使用許可を要する場合については、所管の警察とあらかじめ十分な調整をして下さい。

4. 費用に関する国の負担

① 実行可能性調査(FS)タイプ

国土交通省が負担する費用は、実施計画の策定のための費用、実施の準備のための費用、各種調査のための費用です。国土交通省が負担する額は、概ね100万円以下とします。

② 現地実証実験タイプ(単年度)

③ 現地実証実験タイプ(複数年度)

国土交通省が負担する費用は、実施計画の策定のための費用、実施の準備・仮設のための費用、実施・運営のための費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用です。恒久的な施設整備のための費用及び催事・イベントに係る経費については対象となりません。国土交通省が負担する額は、各年度につき、概ね100万円から1，000万円以下とします。

なお、各タイプともに、超過する（国土交通省が負担する額では不足する）部分について、協議会等が別途独自に予算を調達していただくことも可能です。

5. 実験の採択

（1）採択方法

有識者からなる懇談会の意見を踏まえ、国土交通省で採択します。

（2）評価、採択の観点

提出された申請書に対して、以下の視点に着目して評価し、採択します。

① 取り組みが、実験の対象として、3.（1）の要件を満たしているか。

② 検証項目と目標値、計測手法、実験の実施計画の妥当性。

・本格実施の判断をするために検証が必要な項目と目標値、計測方法、実験の実施計画（実施手順、スケジュール、実験費用等）

・「現地実証実験タイプ（複数年度）」の場合は、実施時期・期間の妥当性

③ 地元住民、関係行政機関との調整等、実施に向けた体制の妥当性。

・これまでの地元住民等との調整状況、協議会等の構成員の役割分担及び実験開始に向けた調整の予定や体制の妥当性

④ 実験終了後の本格実施に向けた計画の妥当性。

（3）採択結果の連絡及び計画書の提出

採択結果は、申請者あてに連絡します。また、国土交通省のホームページ等において採択した実施地域及び実験の名称を公表します。なお、3.（2）で記載のとおり、「現地実証実験タイプ」で申請されたものが「実行可能性調査（FS）タイプ」として採択される場合や、「現地実証実験タイプ（複数年度）」で申請されたものが「実行可能性調査（FS）」もしくは「現地実証実験タイプ（単年度）」として採択される場合があります。

採択された実験については、実験の開始に先立って実施内容が詳細に記述された計画書を、実施地域を所管する地方整備局等に提出していただきます。

6. 実験結果の報告等

「実行可能性調査（FS）タイプ」及び「現地実証実験タイプ（単年度）」については、実験結果に関する報告書や関連資料等を、令和2年2月末までに実施地域を所管する地方整備局等を経由し、国土交通省に提出していただきます。

「現地実証実験タイプ（複数年度）」については、実験の実施状況に関する中間報告書を令和2年1月末までに、実験結果に関する報告書や関連資料等を、令和3年2月末までに実施地域を所管する地方整備局等を経由し、国土交通省に提出していただきます。

また、実施結果について講演会等での発表、その後の実施状況についての報告、アンケート調査等をお願いすることがあります。

なお、提出された報告書等は、国土交通省に帰属するものとし、その後、道路施策の推進において、必要に応じて使用することがあります。

7. 実験終了後の継続調査及び他地域への情報提供

国土交通省は、本格実施に向けた課題解決等のため、実験終了後の進展状況等について継続して調査をします。

また、各地域の要望を踏まえ、他地域の実験等で得られた知見の提供等を行います。

（別紙1）

応募書類の提出先、問い合わせ先

機関名	部　署	住所	電話・E-Mail
北海道開発局	建設部 道路計画課	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎16階	011-709-2311 hkd-ky-shakai@gxb.mlit.go.jp
東北地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-225-2171 thr-doukei2@mlit.go.jp
関東地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館19階	048-600-1342 ktr-doukei2@gxb.mlit.go.jp
北陸地方整備局	道路部 地域道路課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025-280-8880 hrr-244001@mlit.go.jp
中部地方整備局	道路部 計画調整課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館	052-953-8171 cbr-chikird@mlit.go.jp
近畿地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館7階	06-6945-7420 kkr-doukei2ka@mlit.go.jp
中国地方整備局	道路部 地域道路課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9231 chiikidouro@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	道路部 道路計画課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 サンポート合同庁舎11階	087-811-8322 skr-dourokeikaku@mlit.go.jp
九州地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎	092-471-6331 qsr-kyushu-douro@mlit.go.jp
沖縄総合事務局	開発建設部 道路建設課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館3階	098-866-1914 dourokensetsuka@ogb.cao.go.jp

（別紙2）

○社会資本整備審議会道路分科会建議（平成 29 年 8 月 22 日）

1. メンテナンスのセカンドステージへ
(1) 予防保全を前提としたメンテナンスの計画的な実施
(2) 過積載撲滅に向けた取組の強化
(3) 適正な予算等の確保
(4) 新技術の導入等による長寿命化・コスト縮減
(5) 集約化・撤去による管理施設数の削減
(6) 地方への国による技術支援の充実

2. 総合的な交通安全対策の実施
(1) 生活道路の交通安全対策
(2) 自転車利用環境の整備
(3) 踏切対策の推進
(4) 高速道路の安全・安心に係る賢い取組
(5) ユニバーサルデザイン化の推進

3. 災害に強い安全性・信頼性の高い道路へ
(1) 大規模災害への対応
(2) 集中豪雨や大雪への対策強化
(3) 無電柱化の推進
(4) 占用物件の適切な維持管理

4. 円滑なモビリティの確保のために
(1) ICTやAI等をフル活用した交通ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ強化
(2) 交通流を最適化する料金・課金施策の導入
(3) 大規模商業施設等の対策の強化
(4) トラック・バスなど道路利用者との連携強化

5. 戦略的な人と物の流れの確保
(1) 平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保
(2) 高速道路の幹線物流プラットフォームの構築
(3) トラック輸送のイノベーションの促進
(4) ラストマイルの人と物の流れの確保

6. モーダルコネクト（交通モード間連携）の強化
(1) 交通・物流拠点とネットワークのアクセス強化
(2) バスタプロジェクトの推進
(3) 主要鉄道駅など広域交通拠点の利便性向上
(4) モード間の情報接続の強化とシェアリングとの連携

7. 地域における産学民官の新たな連携へ
(1) 官民連携による都市空間の再編
(2) 道路のストック効果を高めるための地域・民間との連携
(3) 道の駅や高速道路の休憩施設等の活用促進
(4) すべての人にわかりやすい道案内の実現
(5) ICT・ビッグデータを利活用した地域道路経済戦略の推進

8. ニーズに応じた道路空間の利活用
(1) 道路空間の利活用の更なる高度化
(2) 多様なニーズに対応した道路空間の再構築
(3) 民間団体等との連携による価値・魅力の向上

9.「観光先進国」の実現に向けて
(1) 観光地への円滑なアクセスの実現
(2) 安全で快適な観光地の形成
(3) 旅行者にわかりやすい道案内の推進

詳細は以下 URL を参照
http://www.mlit.go.jp/common/001201778.pdf

（別紙3）

〇道路局で別途実施している社会実験

・ダブル連結トラック実験
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000804.html）

・中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービス
（http://www.mlit.go.jp/road/ITS/j-html/automated-driving-FOT/index.html）

・ICT・AIを活用したエリア観光渋滞対策の実験・実装
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000887.html）

・「ETC2．0車両運行管理支援サービス」に関する社会実験
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000618.html）

・ETC2．0高速バスロケシステム実証実験
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000961.html）

・訪日外国人観光客レンタカーピンポイント事故対策
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000920.html）

・高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000894.html）

・道路空間を活用したカーシェアリング社会実験
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000953.html）

・道の駅を活用した再配達削減に関する社会実験
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000755.html）

・高速バス＆カーシェアリング社会実験
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000766.html）

・無電柱化に伴う路上変圧器を活用した「防災・観光デジタルサイネージ」の実証実験
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001104.html）

・圏央道を活用した高速バス乗り換え社会実験
（http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001121.html）

※括弧書きは実験内容が分かるホームページアドレスを示しています。